

福井地方裁判所御中

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原告 松田 正 他188名

被告 関西電力株式会社

証拠説明書

平成25年11月7日

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤 辰 弥

同 上 笠原 一 浩

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲14	「東京電力株式会社福島第一原発事故を踏まえた大飯発電所4号機の安全性に関する総合評価(一時評価)の結果について(報告)」	写し 23.11	被告	被告は、非常用ディーゼルが全電源喪失に至った場合について10p, 21p(いずれも甲16に付されたページ番号)などで述べているが、当の非常用ディーゼルがどのような発電機なのかについては一切述べていないこと(第8準備書面1p)	
甲15	大飯発電所原子炉設置許可申請書(3,4号炉完本)	抄本 22.7	被告	少なくとも公表されている(原告が入手しうる)限りの設置許可申請書においては、本件原発の非常用ディーゼル発電機は何時間程度の運転に耐えられるか、という基本的な事すら、全く記されていないこと(第8準備書面2~4p)	